

## 食品安全委員会（第542回会合）議事概要

日時：平成26年12月16日（火） 14:00～15:54  
場所：食品安全委員会大会議室  
出席者：熊谷委員長ほか6名出席  
傍聴者：報道1名、行政機関1名、一般4名

### 議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する  
リスク管理機関からの説明について

- ・ 遺伝子組換え食品等 1品目  
NZYM-S0株を利用して生産された $\alpha$ -アミラーゼ

→厚生労働省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・ 「1-ナフタレン酢酸」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・ 「ジフェノコナゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・ 「フルキサピロキサド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 農薬「アセタミプリド」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「キンクロラック」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「シモキサニル」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「セダキサン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「アセタミプリドの一日摂取許容量を0.071 mg/kg 体重/日、急性参照用量を0.1 mg/kg 体重と設定する。」

「キンクロラックの一日摂取許容量を0.34 mg/kg 体重/日、急性参照用量を0.1 mg/kg 体重と設定する。」

性参照用量を1.5 mg/kg 体重と設定する。」

「シモキサニルの一日摂取許容量を0.013 mg/kg 体重/日、急性参照用量を0.08 mg/kg 体重と設定する。」

「セダキサンの一日摂取許容量を0.11 mg/kg 体重/日、急性参照用量を0.3 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・ **農薬、添加物及び動物用医薬品「チアベンダゾール」に係る食品健康影響評価について**

→事務局から説明。

「チアベンダゾールの一日摂取許容量を0.1 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・ **プリオン「ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓」に係る食品健康影響評価について**

→事務局から説明。

「ブラジルにおける牛群のBSE感染状況、BSEプリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）、増幅リスク低減措置（飼料規制等）及び曝露リスク低減措置（食肉処理工程）に加え、牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、現行の管理措置においてはブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓（SRM以外）の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症の可能性は低いと考えた。

諮問内容のブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る輸入条件については、よりリスクを低減する観点から、日本におけるリスク管理措置を参考にリスク管理機関において適切に設定されたい。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・ **遺伝子組換え食品等「チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3)」に係る食品健康影響評価について**

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・動物用医薬品「ケトプロフェン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ケトプロフェンの一日摂取許容量を0.001 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(4) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・「ケトプロフェンを有効成分とする豚の注射剤（ディニタル）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(5) 「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」の改定について

→ 担当の佐藤委員及び事務局から説明

「食品の安全性の確保のための調査・研究の推進の方向性について」の改正について、資料5のとおり委員会決定された。

(6) 食品安全関係情報（11月15日～11月28日収集分）について

→事務局より報告。

欧州食品安全機関(EFSA)が11月26日に公表した、表示を目的としたアレルギー性の食品及び食品原材料の評価に関する科学的意見書の概要について報告。